

令和4年度 上溝南高等学校 不祥事ゼロプログラム

上溝南高等学校は、不祥事発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

上溝南高等学校は、不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭、事務長がこれを補佐する。

2 策定方針及び留意点

(1) 策定方針

上溝南高等学校の不祥事ゼロプログラムは、以下の方針に基づき策定する。

ア 不祥事の未然防止の取組を推進するため、不祥事の発生リスクや発生事案等に基づいて課題を抽出し、課題に応じた目標、目標の達成のための行動計画を設定する。

イ ゼロプログラムに基づいて、職員的全員参加により、研修や防止措置を講じ、継続的な不祥事防止対策を実施するとともに、その結果を検証し、公表する。

ウ ゼロプログラムに継続的に取り組むことで、生徒、保護者、地域等県民の信頼を得ることに努める。

エ 教職員個々の問題ではなく、職員全員が課題を認識し共有するとともに、学校組織として課題解決に努める。

オ 採用5年以内の若手職員からベテラン職員まで、また、臨時的任用職員、会計年度任用職員等を含めた全職員が、課題解決のために当事者意識を持って行動できる計画とする。

(2) 留意点

ア 『気づき』を大切に、心にかかることは、そのままにしない！報・連・相はすみやかに行う。

イ 啓発資料の活用や職員個々の具体的なヒヤリ・ハット事例の共有により、身近な事柄を中心に、研修会、事故防止会議等において職員の注意を喚起し、一人ひとりの主体的な取組に繋げる。

ウ グループ打ち合わせ、学年会、教科会において、日常的に気にかかる事項を共有し、その都度話題にすることにより検討・確認する。

エ 策定したプログラムを保護者や学校運営協議会に提示し、意見を取組に反映させる。

3 課題の抽出

(1) 課題（取組項目）

- I 法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）
- II 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止
- III 児童・生徒に対する わいせつ・セクハラ行為の防止
- IV 体罰、不適切な指導の防止
- V 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止
- VI 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策
- VII 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守
- VIII 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）
- IX 財務事務等の適正執行
- X 経験の浅い職員（採用5年以内）への不祥事防止

(2) 各課題への取組

- I 法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）
 - 【目標】・県民の信頼を損なうことのないよう、厳正な服務規律の確保に努め、職員行動指針を再確認し、勤務時間外や職場外の行動についても、教育公務員として高い倫理観を持って行動する。
 - 【行動計画】・神奈川県職員行動指針を示し、啓発資料（8月・2月）を用いて不祥事防止研修を実施し、教職員の意識啓発に努める。

- Ⅱ 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止
- 【目 標】・セクハラ・わいせつ行為・パワハラをゼロにする。
- 【行動計画】・職員面談等の場面を活用するなど、職員からの相談を受けやすい体制をつくる。
- ・啓発資料（1月・3月）を用いて不祥事防止研修を実施し、人権意識を高めるとともに、定期的に注意喚起を図る。
- Ⅲ 児童・生徒に対する わいせつ・セクハラ行為の防止
- 【目 標】・生徒へのセクハラ・わいせつ行為をゼロにする。
- 【行動計画】・啓発資料（5月）を用いて不祥事防止研修を実施し、生徒への人権意識を高めるとともに、セクハラ・わいせつ行為につながる行為をゼロにする。
- Ⅳ 体罰、不適切な指導の防止
- 【目 標】・体罰、不適切指導の発生を未然に防止する。
- 【行動計画】・啓発資料（7月）を用いて不祥事防止研修を実施し、生徒への人権意識を高めるとともに、日常の行動点検を行う。
- Ⅴ 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止
- 【目 標】・点検内容を整理し、事故の未然防止を図る。
- 【行動計画】・入学者選抜業務、調査書の作成・発行、テスト問題の作成及び成績処理に対し、担当グループ又は委員会等で点検体制を確認し、必要な見直しを行う。
- ・啓発資料（6月、12月）を用いて不祥事防止研修を実施し、職員相互の点検を徹底し、職員の意識の向上を図る。
- Ⅵ 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策
- 【目 標】・「神奈川個人情報保護条例」等に基づいた個人情報の収集・登録・管理・破棄の徹底を図り、生徒の個人情報の流出を未然に防止する。
- 【行動計画】・課題Ⅴと合わせて、日常の点検業務を見直す。
- ・啓発資料（9月）を用いて不祥事防止研修を実施し、行動点検を行う。
 - ・個人情報の持ち出しルールの徹底を図る。
- Ⅶ 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守
- 【目 標】・交通事故の発生を未然に防止するとともに酒酔い、酒気帯び運転のゼロを維持する。
- 【行動計画】・啓発資料（11月）を用いて不祥事防止研修を実施し、交通事故、酒酔い、酒気帯び運転防止のための日常点検を行い、事故発生を防止する。
- Ⅷ 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）
- 【目 標】・各種業務執行に際して、教職員の意識やシステムの適正化を図り、事故を未然に防止する。
- 【行動計画】・文書による起案を徹底し、業務の流れや発出文書の点検を行う。
- ・課題Ⅴ、課題Ⅵを合わせて、担当グループ等で日常点検を行う。
 - ・校長との個別面談の中で事故不祥事防止を取り上げ、意識の向上を図る。
- Ⅸ 財務 事務等の適正執行
- 【目 標】・適切な会計処理についての認識を深め事故の発生を未然に防止する。
- 【行動計画】・会計基準に則った事務処理及び物品管理について周知を図る。啓発資料（10月）を用いて不祥事防止研修を実施し、適正な執行を図る。
- ・会計処理の流れを見直し、効率化と点検体制の強化を図る。
- Ⅹ 経験の浅い教職員(採用5年以内)への不祥事防止
- 【目 標】・県民の信頼を損なうことのないよう、厳正な服務規律の確保に努める。
- 【行動計画】・校長からの個別面談等の直接指導や啓発資料等を用いた注意喚起を行う。

4 令和4年度 上溝南高等学校 不祥事ゼロプログラムスケジュール

課題（取組項目）	取組内容	啓発資料等	時期
取組課題全般	<ul style="list-style-type: none"> ・不祥事ゼロプログラムを策定し、職員全体で共有する。 また、学校運営協議会に提示し、意見を反映させる。 		年度当初
Ⅷ 業務執行体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有、相互チェック体制、業務協力体制をつくる。 ・校長面談（6月）を実施し、業務の円滑な遂行を図る。 		年間
Ⅸ 財務 事務等の適正執行	<ul style="list-style-type: none"> ・会計処理を見直し、効率化と点検体制強化を図る。 		年間
Ⅲ 児童・生徒に対する わいせつ・セクハラ行為の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・不祥事防止研修を実施し、生徒への人権意識を高めるとともに、職員の意識啓発を図る。 	わいせつ・セクハラ 行為の防止	5月
Ⅴ 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ・調査書作成、テスト問題作成、成績処理に対し、点検体制を確認し、必要な見直しを行う。 ・不祥事防止研修を実施し、職員相互の点検を徹底する。 	定期試験・成績処理の事故防止	6月
Ⅳ 体罰、不適切な指導の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・不祥事防止研修を実施し、生徒への人権意識を高めるとともに、日常の行動点検を行う。 	体罰・不適切な指導の防止	7月
Ⅰ 法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）	<ul style="list-style-type: none"> ・職員行動指針を示し、不祥事防止研修を実施し、教職員の意識啓発に努める。 	服務規律の遵守	8月
Ⅵ 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の行動の点検を行う。 ・個人情報の持ち出しルールの徹底を図る。 	個人情報の適切な取扱い・情報セキュリティ	9月
Ⅸ 財務事務等の適正執行	<ul style="list-style-type: none"> ・会計基準に則った事務処理及び物品管理について周知を図り、教職員の意識を高め、適正な執行を図る。 	適切な私費会計の取扱い	10月
中間検証	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況の達成度を確認し、達成度が低い場合には、対応策を検討し、再度行動計画を設定する。 		
Ⅶ 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故、酒酔い、酒気帯び運転防止のための 日常点検を行い、事故発生を防止する。 	飲酒運転の根絶	11月
Ⅴ 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜業務に対し、担当委員会等で点検体制を確認し、必要な見直しを行う。 	入学者選抜の事故防止	12月
Ⅱ 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の行動を点検する。 	職場のハラスメントの防止	1月
Ⅰ 法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）	<ul style="list-style-type: none"> ・職員行動指針を示し、不祥事防止研修を実施し、教職員の意識啓発に努める。 	コンプライアンス意識の醸成	2月
Ⅱ 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の行動を点検する。 	風通しの良い職場づくり	3月
最終検証	<ul style="list-style-type: none"> ・職員からの意見聴取、「教育委員会リスク一覧」等により各目標達成についての自己評価を行う。 		

5 検証

(1) 中間検証

令和4年10月までに実施状況の達成度を確認し、達成度が低い場合には、対応策を検討し、達成度が上がるように再度行動計画を設定し直す。

(2) 最終検証

年度末には、年間のゼロプログラムの目標達成の状況を検証する。行動計画について、令和5年3月初旬までに実施状況の達成度を確認するとともに、職員から意見聴取し、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定が必要な場合は、それを含め、次年度の上溝南高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

(3) ヒヤリ・ハット事例や不祥事が発生した場合

必ず原因分析を行い、再発防止対策を検討する。

6 実施結果

4(3)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめる。

7 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、不祥事防止会議がこれを行う。